

京都市訓令甲第 2 号

庁 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 2 5 年 7 月 3 1 日

京都市長 門 川 大 作

別表第 2 生活福祉部長の項第 7 号中「京都市母子家庭等医療費支給条例」を「京都市ひとり親家庭等医療費支給条例」に改める。

附 則

この訓令は、平成 2 5 年 8 月 1 日から施行する。

(行 財 政 局 人 事 部 人 事 課)